

豊島区



景観形成ガイドライン

建築物編



平成29(2017)年3月

豊島区 景観形成ガイドライン

建築物編



目次

第1章 はじめに

1. 豊島区景観形成ガイドラインの役割	06
2. 景観まちづくりの進め方	07
(1) 景観形成に取り組むにあたって	07
(2) 景観計画区域の区分	08
3. 景観形成基準の適用	09
4. 景観まちづくりの目標	10
5. 池袋副都心の景観まちづくりの目標	11
6. 地域別景観まちづくりの視点	12

第2章 景観形成基準

1. 建築物の基準	16
(1) 市街地の区分に応じた景観形成基準	16
・低層住居系市街地	16
・住居系市街地	20
・複合市街地	24
・商業・業務系市街地	30
(2) 景観形成特別地区の景観形成基準	34
・神田川沿川景観形成特別地区	34
・六義園周辺景観形成特別地区	40
・池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区	44
2. 工作物の基準	50
3. 開発行為の基準	54
4. 色彩の基準	56
(1) マンセル表色系と色彩基準の考え方	56
(2) 色彩景観に関する配慮事項	58
(3) 一般地域の色彩基準	60
(4) 景観形成特別地区の色彩基準	62
・神田川沿川景観形成特別地区	62
・六義園周辺景観形成特別地区	64
・池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区	66

参 考

1. 事前協議及び届出の基本的な流れ	70
2. 事前協議及び届出の対象行為一覧	71